

「自治体システム等標準化検討会」

第2回議事概要

日 時：令和元年12月4日（水）15：30～18：00

場 所：全国都市会館2階大ホール

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（構成員）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市政策部情報政策課副参事

坪田 充博 日野市総務部情報システム課主幹

福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長

澁木 隆行 三条市総務部情報管理課主任（山澤 浩幸 総務部情報管理課長の代理出席）

倉田 司 飯田市市民協働環境部市民課長

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

川島 正治 全国知事会調査第一部長

内村 義和 全国市長会行政部長

伊藤 淳 全国町村会行政部副部長（小出 太郎 行政部長の代理出席）

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

江崎 哲弘 地方公共団体情報システム機構研究開発部課長補佐（佐藤 勝己 研究開発部長の代理出席）

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

欠席：

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹
三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

(準構成員)

長友 悟 株式会社RKKコンピューターサービス公共システム本部東日本
システム部次長
小下 己鶴 Gcomホールディングス株式会社地方行政経営研究所課長
松下 邦彦 株式会社TKC地方公共団体事業部システム企画本部部長
竹前 久 株式会社電算公共開発本部公共ソリューション1部主任
藤野 正則 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネー
ジャー
矢留 宏治 株式会社日立システムズ公共・社会事業企画本部本部長
大村 周久 富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部シニアマネー
ジャー

(オブザーバ)

平 真悟 株式会社アイシーエス公共第一システム部公共住民情報グルー
プ参事
村井 浩紀 株式会社アイネス公共ソリューション本部企画戦略担当部長
小橋 勉 株式会社石川コンピュータ・センター公共システム本部システ
ム第一部部長
伊東 健二 株式会社茨城計算センター企画室主任
野崎 幸輝 株式会社インテック事業推進部副参事
坂巻 修 AGS株式会社公共事業本部公共システム第一部部長
大森 慎一 株式会社SBS情報システム公共事業本部第2システム部長
大林 和真 株式会社愛媛電算公共第二システム部次長
高橋 淳史 京都電子計算株式会社営業本部第1営業部セールスエンジニア
神山 仁史 株式会社ジーシーシーeSS開発1部部長
朝長 貴志 中央コンピューターサービス株式会社TAWN事業部サポート2課
課長
松尾 俊茂 日本電子計算株式会社公共事業部事業企画部企画担当担当部長
根布 直 株式会社BSNアイネット公共事業本部システム部マネジャー
中田 孝輔 富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部システ
ム開発部第1開発グループ

角 敏幸 株式会社両備システムズ社会保障事業部事業推進部課長
喜多 俊行 株式会社両毛システムズ公共ソリューション部共通サービス課
係長

(総務省)

高原 剛 総務省自治行政局長
森 源二 総務省大臣官房審議官(地方行政・個人番号制度、地方公務員
制度、選挙担当)
阿部 知明 総務省自治行政局行政課長
山口 研悟 総務省自治行政局行政課行政企画官
三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長(構成員)
平野 智也 総務省自治行政局住民制度課課長補佐
神谷 俊一 総務省自治行政局外国人住民基本台帳室長
田中 聖也 総務省自治行政局市町村課長
神門 純一 総務省自治行政局地域情報政策室長(構成員)
渡邊 康之 総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐
磯 寿生 総務省情報流通行政局地域通信振興課長(構成員)
植村 昌代 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐
大森 一顕 サイバーセキュリティ統括官付参事官(総括担当)(構成員)
植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長(構成員)
正木 祐輔 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐
小山 里沙 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 地方公共団体情報システム機構からの発表
5. 閉会

【意見交換(概要)】

- (1) ②エラー表示について
- エラー表示、アラート表示の数が多く、あまり頻繁に表示されると、自治体

職員が無視する恐れがあり、表示するエラー・アラートを自治体側で選択できるようにできないか。

- エラー表示、アラート表示の項目を自治体側で選択できると、自治体側は便利だが、ベンダ側からはシステムが複雑化しコストアップすることが懸念される。今回必要な項目を提示したと考えているが、不要なものがあればこの場で取捨選択を図りながら標準を決めたい。
- システム処理上、論理的に矛盾が生じるエラーは、後続の処理に影響を与える可能性があり、表示するかどうかの選択肢は設けない方がよい。アラートは、後続処理に影響がない設計になっており、選択肢を設けてもよいと思う。
- 現場経験の浅い人のミスを減らす観点から、項目をできるだけ広く集めて、実装が少ないものについては、分科会等で要不要を整理していけば良いと考える。
- 対応しているベンダが少ないエラー・アラート項目を標準仕様書に含める場合、コストの上昇の基準、定義が必要だと思う。各社の改修コストの考え方が異なり、基準として各社統一は難しいが、1企業のみ対応している項目については、各社にかかる費用の確認をとり、何かしらの基準を設けられないか。
- 代替案として実現できることも踏まえて「○」と回答しているものもある。エラーの内容だけでなく、こういう形で実現できていればよいという記載にしていただければと思う。
- 「画面遷移可否」の項目はベンダごとの画面の構成に影響するため、標準化の対象かを明確にしてほしい。
- 「画面遷移可否」の項目は標準化の対象外である

(2) ③改製について

- 改製のない住民票原票は賛同できるが、実装しているベンダは少なく、先ほどのエラーメッセージの比ではないほど大規模な改修となる。
- 一時的にコストがかかることは承知しているが、標準化によって不統一や重複が整理され、運用コストの削減が期待できる。中長期的な観点で、どちらがコストを抑えることができるかを考えて決めていく。
- 標準仕様書の完成後、実装までの期限について、来年、再来年の時点では実装されていなくても、何年後かに条件を満たすという考え方は可能か。
- 標準仕様書の完成後、それに合わせたパッケージの改修期間が必要だと考えている。また、自治体側の調達時期も、システムの更新時期に関係なく一斉に切り替えることは考えておらず、更新時期を踏まえて順次標準仕様書に則

ったシステムに入れ替えてもらい、何年後かに全ての自治体が標準システムになっているという姿を目指している。

- 改製は住民基本台帳が紙で作られていた時代のなごりの考え方だと思う。改製についての考え方を変えると、将来に向けて、データベースの構造、項目に及ぶ大きな改修が必要になることは承知しているが、どこかで標準化に向けたきっかけを作らなければいけないということで議論してきたので、理解を頂ければと思う。
- 改製をなくすことには賛成だが、住民票の発行の仕方が明確にならないと、改製をなくすという考え方を採用できるか判断しがたい面があるため、併せて議論すべき。
- システム改修の範囲、長期的なコスト削減効果、住民票の写しの証明書にどこまで履歴を記載するかも踏まえて改製のあり方を考える必要がある。原案で一旦自治体、ベンダに照会し、5論点以外の機能や住民票の写しの発行等の全体像が見えた段階で、あらためて意見照会の結果も踏まえてどちらがいいかを議論する。

(3) ④除票関係について

- 除票DBを作って150年管理するという趣旨はいいが、除票分も含めて外字をすべて保管、管理することが必要になる。また、バックアップの方法を検討する必要がある。
- 除票DBと住民記録DBにデータを分けるということは、死亡の異動入力があった瞬間に除票DBにデータを移すことになるのか。その場合、住民記録システム上では、転出を取消した瞬間に除票DBから住民記録DBにデータを戻す処理が必要になる。他業務との連携で住民記録DBが参照されている場合、除票DBも参照しないと業務が遂行できなくなり、住民記録DBと除票DBの串刺し検索機能が必要なものが発生するかもしれない。その関係で、システムを全く別にするのはではなく、一定の情報について両DBが共同で持つ仕組みが必要になる。
- 除票となった後どの時点でDBを移動させるかについてはまだ議論していないが、現行5年以上の期間、例えば10年たって過去の状況を確認し、証明する必要が出てきたときに、150年間ずっと住基DB上で全てのデータを管理することの問題点を考えて標準案を整理した。具体的な運用については、今後整理を進めたい。
- 資料3の13ページの比較項目案に、外字も入れていただきたい。
- 除票DBへの保管は基準では150年だが、自治体職員は当該データをシステム

上どのように使用しているかまでは把握していないため、どの段階でどのデータを削除してよいかの判断に当たっては、制度上だけでなくシステム上の観点も必要になる。そのため、何年間データをDB上に留置すればよいのかは自治体職員にも判断できないのではないか。

- 税を滞納している転出者は追跡する必要があるが、宛名管理等に必要な情報は住登外や宛名カルテ等の名称で各社パッケージ上、データ管理の方法は決められており、それぞれの個別業務で必要とされる期間保有されている。そのため、既存の住民記録DB上で当該データを保有しなければならないということではない。これは住民基本台帳事務を所管する市民課の判断に委ねられる部分ではないため、住民記録DB上でのデータの保管期限とは別の話。
- 除票150年化の法律が施行され、運用が始まっており、当社システムも既に対応している。当社システムでは除票を含む全てのデータを現住民のデータと同じ住民記録DB上で管理し、アラート表示で保管期限を過ぎたデータを出力できない仕様になっている。別DBにデータを移行しなくても既に対応できている中で、市町村1つ1つに除票DBを作り、データを移すとなると、コスト増につながる事が考えられる。除票DBを持つことは強制なのか。
- 除票を別のデータベースにしている一番の理由は、極めて長期間保存しなければならない除票については、確実にベンダ間の移行が発生するため、長期的には、除票の持ち方が統一されていないと移行コストが高くなるということ。初期移行コストが高くなることはあるが、このタイミングで全てのベンダの除票DBがそろっていることが総合的に見てコスト低減につながると理解している。そこをベンダがどのようにとらえるかだと思う。
- 共通の別DBで管理する案の場合、除票管理のシステムをベンダごとに作る必要があるのか。インタフェースも共通化、帳票も統一化するので、除票管理の標準システムを作り、各ベンダはそれぞれのパッケージからそのシステムにデータ移行する処理を作ればコストを抑えられるのではないか。
- 以前除票の150年保存について自治体と議論したとき、保管期限を過ぎたデータについては、保存できていても、内容を保証できないという話があった。システム上データを出力できるということと、その内容を保証できるかということとは別の話だと思う。

(4) ⑥住民票の写し、⑦転出証明書について

- 住民票原票は改製せず、住民票の写しは履歴を選択して記載するとなったとき、住民票の世帯票だけを標準様式とすると、履歴を記載する際に記載の枠

が足りないという問題が生じかねない。現行、世帯票と個人票の両方の様式で証明交付の運用をしている自治体が多いため、個人票の様式も標準化の検討の範囲に入れた方がよい。最新の情報しか出さない場合は世帯票の様式で問題ないと思うが、履歴の交付申請があった際は、どのような様式を使用するのか決めておく必要がある。

- 個人票、世帯票は原票の話で個人票の場合に写しとして出すときに世帯連記式の様式とするか、個人票の様式とするかという問題だと理解している。履歴の表示の仕方については今後別途検討する。
- 自治体における行政のデジタル化に関する記載について、様式としては住民票の写しと転出証明書が範囲だと認識している。今後特例転入・転出がより普及すれば状況は変わるが、現状は転出証明書を使用して転入・転出処理をしている自治体が多いため、QRコード等でどの程度転出証明書の情報を読み取れるかが、窓口の効率化に向けて重要になってくると考えている。

(5) その他について

- 経済財政諮問会議の議論では、短期間に極めて広範囲な業務についての対応が迫られることになり、ベンダの投資体力の問題になってくる。この短期間に全てのベンダが広範囲の業務システムの標準化に投資するだけの体力があるのか。ベンダが投資できたとすると、次に回収できるかという話になる。こうなると、調達サイドの調達能力の問題になってきて、これをどれくらいまで見越してよいとベンダが判断するのか、あるいは国費も含めてどこまでの調達能力を担保するのか、投資能力と調達能力双方について、ある程度のタイミングで示されないと、そもそも成り立たなくなる危険性がある。今日の会議では行き過ぎの話かもしれないが、この機会にコメントさせていただく。
- 今後のスケジュールについて、検討会を通じて作成された標準仕様書を基に各ベンダが現在の住民記録システムを改修し、自治体は標準に準拠したシステムを調達するというイメージでよいのか。既存のシステムをそのまま利用し続けていればベンダが標準準拠のものに改修してくれるのか、自治体側で標準準拠パッケージを選んで調達しないといけないのか。また、他部署からの要請等による統計データの提供については、現行バッチ処理をして資料を提供することが多いが、今後、このような機能は標準仕様に搭載されるのか、RPAの中で各市町村がベンダと考えて開発していくのか、そのあたりのイメージを教えていただきたい。
- 流れとしてはここで標準仕様をつくり、それに基づき各ベンダが今のシス

テムを標準仕様書に合わせたものを作る。それについて標準に準拠している認証の仕組みを設ける等も必要かもしれないが、自治体からすると各社のパッケージが標準仕様書に準拠しているものであれば、それを使うだけでいい。全国的なサービスとして標準仕様書に準拠した各社のシステムがクラウド上で提供されており、それを自治体が比較して選ぶという運用を想定している。今と違うのは、自治体は個別にベンダと要件を整理したり、制度改正に個別に対応したりしなくてもよくなるということ。標準化をどう進めるかについては、国等がシステムを開発して一元的に配ることも考えられるが、この方式は、全国で巨大なベンダロックインになり、最初の調達の際はコストが低くても、5年、10年で再調達の時にベンダロックインされてかえってコストが高くなると考えている。長期的に安いシステムを目指すのであれば、複数ベンダが競争環境にあることが必要で、どこかが一元的に配るのではなく、複数ベンダがシステムをクラウド上で提供して、それを自治体を利用する方法が良いと考えている。

- 統計データについては、県に報告する統計様式等はこの検討会でも対象にしているが、一般の話でバッチ処理をどこまで標準に取り組むかについても、この検討会で決めていく話だと考えている。ほとんどの自治体が必要な統計データであればこの標準仕様書に盛り込んで実装してもらおうということがあるが、それぞれ自治体において必要な情報が異なるものは、全ての自治体に対応できるシステムを構築するとコスト増になる可能性もあるので、EUCやRPA等も含め、各自治体で対応していくことになると思う。

以上